

### (3) PET製剤の放射性医薬品としての安全管理に関する研究

#### 1) 水・アンモニア・F-18イオンに関する研究

<sup>8</sup>F-NaF 合成における薬剤師・医師の被曝はいずれも平均  $2 \mu\text{SV}$  であった。日本核医学技術学会主催 第 11 回核医学技術セミナー資料を参考にすると、FDG 合成の場合、ホットラボ室における検定および 1 回分注の被曝線量はそれぞれ  $3\text{-}5 \mu\text{SV}$ 、 $1\text{-}2 \mu\text{SV}$  であることから、<sup>18</sup>F-NaF 合成における被曝線量は大きくないことがわかった。今回 <sup>18</sup>F-NaF 合成試作機にはシールドの装備かなく、また装置の位置や検定手順などに不慣れであることなどから、これらの点が改善されれば、今後より一層医療従事者の被曝線量の軽減がかかるものと考えられた。

### (4) サイクロトロン・自動合成装置・PETカメラ（PET/CT）の新技術に関する安全基準と使用施設における安全管理に関する研究

1) 装置の安全基準に関する研究（特に自動合成装置について）について  
新しい PET 用薬剤の自動合成装置の承認」と「既存の合成装置により製造される PET 用薬剤の適用外の目的への使用に対する承認」について、臨床試験データが求められるのは、これらがクラス III の医療用具で、かつ既に製造又は輸入の承認を受けている医療用具と構造・原理、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる「新医療用具」とみなされているからであると思われる。しかしながら、装置により製造された放射性薬剤は、

当然、品質チェックを受けて人体に投与されるのであり、人体に対し重大な危険を与える可能性は放射性薬剤の管理の問題であって、装置自身はその可能性が低いと考えるならば、自動合成装置のクラスは現在のⅢよりはむしろⅠか妥当であると思われる。あるいは審査区分を「改良医療用具」とするならば、臨床試験データは必要ないことになる。また、後者については、製造される放射性薬剤は同一のものであることから、「合理的理由があるて、当該品の臨床的な有効性、安全性が当該品の臨床試験の試験成績に関する資料以外の資料等によって評価できる場合にあってはこの限りではない」に該当すると思われ、やはり臨床試験データの必要はないと考えられる。さらに、前者においても、研究段階で、臨床上、既存のものに比して極めて有用であり、早急に臨床使用が必要と考えられるか、臨床試験の実施の困難な場合（例えは、高額の治験費用に比して販売台数は少なく、業者には採算のあからない場合、すなわち、PET用薬剤の自動合成装置の場合など）には、優先審査制度の適用を検討する必要があると思われ、その場合、以下のような方法が考えられる。

- ①臨床上、既存のものに比して極めて有用な医療機器の臨床利用の薬事承認申請において、医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）への申請書にその臨床上の有用性の研究成果をそえて提出する。総合機構においては、その安全性を審査し、安全性が認められれば、「仮承認」（仮称）を出す。
- ②各医療施設より、当該機器を用いての臨床検査の高度先進医療としての実施を保険局医療課の高度先進医療専門家委員会へ申請する。
- ③高度先進医療専門家委員会における審査により、高度先進医療として実施の審査を受ける。
- ④における承認を得れば、各医療施設で当該検査を高度先進医療として実施する。
- ⑤高度先進医療専門家会議において、当該医療

機器による検査の実績が重ねられ、臨床上の有用性が認められれば、保険診療としての実施を考慮する。

いすれにしろ、現状では、自動合成装置が薬事承認を得ても、販売し得る台数は少なく、企業側としては採算が合わない。従って、臨床試験かできないため医療用具としての承認が得られず、保険診療として実施できない状況となっており、早急な解決策が必要であると思われる。

## 2) 使用施設における安全管理に関する研究（特にPET/CTについて）

今後検討すべき要件

### (1) FDG-PET 検査について

現在では、FDG の供給はほぼ 100% 自動合成装置を用いて行われており、自動合成装置が正常に作動している限りにおいて、合成に従事する作業者への被曝は極めて限定的と考えられる。ただし、装置の作動に異常が生しけば、作業者は直接修理等の対応が必要になるわけであり、その対策を考慮しなければならない。

検診等への FDG-PET 検査の広かりが急速に進展することを考慮すると、被検者や医療従事者への被曝を制限することは極めて重要である。その対策として、①投与量の低減 PET 装置の高性能化によって達成できるものと考えられる。②多数の被検者が同時間帯に接することによる被検者相互の被曝 被検者の導線等を考慮した検査体制が必要と考えられる。③被検者から一般公衆への被曝 との程度影響があるか明瞭ではないか、今後か検査終了後の被検者の取扱に対する体制を考慮する必要があるかもしれない。④放射薬剤の投与や検査介助等を行う医療従事者への被曝 自動薬剤注入装置の開発、被検者との接触時間をできるだけ短くす

る等の対策が必要であるか、具体的な対応策を検討する必要がある。

## (2) PET-CT 検査について

本装置は、現状では我国に殆ど設置されていないので、先ず CT 装置単独による被曝線量の評価が必要と考えられる。①その上で検討すべき点として、全身検索の必要性を事前に十分検討すること。②PET のみで先ず全身検索を行う。即ち、吸収補正なしで全身画像を一旦取得した後、必要な局所のみ CT による検査を行って精査とする。③PET-CT による CT 検査が通常の診断用 CT 検査と重複しないように検査計画を立てる。④CT 検査の撮影条件を極力抑えて被曝線量の低減を図る。低線量 X 線 CT ともいうべき装置の有効性を検討する必要がある。

以上のような問題点について検討を重ね、PET 検査に関わる放射線安全管理について方策を立てることを今後の目標とする。

## E 結論

以上の検討結果から、FDG の配達システムの法的規制の問題、医療経済効果の問題、F<sup>-</sup>イオンの利用に関する安全管理、合成装置に関する安全管理、PET/CT の普及を想定した放射線被曝の管理、PET 製剤の院内製剤としての安全管理体制、FDG-PET 検査に関する職員、患者の被曝軽減の対応などのいくつかの事項についてさらに詳細な検討が必要であることが確認された。今後の安全かつ有効な PET 検査の普及に寄与すべき、上記関連事項のガイドライン作成の必要性が認識された。

F. 健康危惧情報 なし

G. 研究発表

1 論文発表 なし

2 学会発表 第42回日本病院管理学会学術総会（熊本）で発表予定

H 知的財産権の出願、登録状況 なし

FDG外部供給の法規制

番号	名	法律は廃止する法律 法規	法規番号	法規見出し	法規番号
1 医薬品	1 厚生労働省組織規則	(平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	-	(霞ヶ子調査医薬部の所掌事務)	第四百七十二条の二
2 医薬品	2 厚生労働省組織規則	(平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	-	(霞ヶ子調査医薬部の所掌事務)	第四百九十九条
3 医薬品	3 放射性医薬品の製造及び販売規則第三条第一項に規定する放射性医薬品の委任を受ける者を指す医薬品及び医薬部外品の販賣管理規則	(平成十三年九月二十八日厚生省令第二百号)	-	(品質管理責任者の業務)	第八条
4 医薬品	4 医薬品及び医薬部外品の輸入販賣管理規則	(平成十二年三月二十二日厚生省令第六十六号)	-	(輸入販賣管理及び品質管理)	第六条
5 医薬品	5 医薬品の輸入販賣管理規則	(平成十二年六月二日厚生省令第六十二号)	-	(品質管理責任者の業務)	第十条
6 医薬品	6 薬事法施行令第一条の二第一項第一号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一の品目の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省	(昭和三十六年一月二十六日政令第十一号)	-	(都道府県が処理する事務)	第十五条の四
7 医薬品	7 薬事法施行規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(開設の申請)	第一条
8 医薬品	8 薬事法施行規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(開設の記載事項)	第十八条
9 医薬品	9 薬事法施行規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(変更の届出)	第十二条
10 医薬品	10 薬事法施行規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(製造業の許可の申請)	第十四条
11 医薬品	11 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(二以上上の製造所にわたる製造の特例の適用を受けない医薬品及び医療用具の範	第二十六条の二
12 医薬品	12 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(輸入販売業の許可の申請)	第二十六条の十四
13 医薬品	13 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(輸入販売業の許可台帳の記載事項)	第二十六条の二
14 医薬品	14 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(一般販売業の許可台帳の記載事項)	第二十六条
15 医薬品	15 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(一般販売業の構造設備)	第二十七条
16 医薬品	16 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(一般販売業の店舗の構造設備)	第二十七条
17 医薬品	17 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(卸売一般販売業の構造設備)	第二十七条
18 医薬品	18 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(無菌製剤の置き台の構造設備)	第二十七条
19 医薬品	19 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(◆放射性医薬品◆の製造所の構造設備)	第九条
20 医薬品	20 医薬品の二	(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)	-	(医薬品の輸入販売業の営業所の構造設備)	第五十五条
21 医薬品	21 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(定義)	第一条
22 医薬品	22 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(製造業者の遵守すべき事項)	第二条
23 医薬品	23 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(予防規定)	第六条
24 医薬品	24 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(伝染)	第十三条
25 医薬品	25 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(伝染)	第十五条
26 医薬品	26 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第四号)	-	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)	第九条
27 元素	1 独立行政法人農業技術研究機構法の整備及び経営措置に関する法律の一部を改正する法律	(平成十五年八月二十九日政令第三百九十九号)	-	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)	第九条
28 元素	2 国立大学法人法施行令	(平成十五年十二月三日政令第四百七十八号)	-	(他の法令の適用)	第二十二条
29 元素	3 独立行政法人國立印旛病院の施行に伴う関係政令の整備及び経営措置に関する政令 わ	(平成十四年十二月十八日政令第三百八十三号)	-	(他の法令に関する経過措置)	第二十四条
30 元素	4 日本郵政公社法施行令	(平成十四年十二月十八日政令第三百八十四号)	-	(他の法令の適用)	第三十一条
31 元素	5 住民基本台帳法第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令	(平成十四年十二月十二日総務省令第十三号)	-	(法別表第一の総務省令で定める事務)	第一条
32 元素	6 領土安全部会議規則	(平成十三年一月六日内閣府令第二号)	-	(地理環境課の所掌事務)	第四条
33 元素	7 厚生労働省組織規則	(平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	-	(ラジオアイントープ管理室の所掌事務)	第三百八十五条
34 元素	8 厚生労働省組織規則	(平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	-	(ラジオアイントープ管理室の所掌事務)	第三百八十六条
35 元素	9 厚生労働省組織規則	(平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	-	(放射能管理室の所掌事務)	第三百八十七条
36 元素	10 医療法施行規則第三十条の二十四の二第一項の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の委託を受ける者を指定する省令	(平成十三年九月二十八日厚生労働省令第二百二号)	-	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する政令)	第三十三条
37 元素	11 文部科学省組織規則	(平成十三年一月六日文部科学省令第一号)	-	(原子力規制室、防災環境対策室及び放射線規制室並びに安全管理官、安全審査官、運送放射能規制官、運送監理官、検査官及び保安企画官)	第五十条
38 元素	12 文部科学省組織令	(平成十二年七月七日政令第二百五十一号)	-	(研究整備課の所掌事務)	第八条
39 元素	13 文部科学省組織令	(平成十二年七月七日政令第二百五十二号)	-	(電子放射線研究室の所掌事務)	第六十九条
40 元素	14 独立行政法人人道原則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経営措置に関する政令	(平成十二年六月七日政令第三百二十六号)	-	(電子放射線研究室の適用に関する経過措置)	第四十三条
41 元素	15 独立行政法人人道原則法等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令	(平成十二年六月七日政令第三百三十三号)	-	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)	第三十三条
42 元素	16 文部科学省組織令	(平成十二年七月十六日法律第九十九号)	-	(所掌事務)	第四条
43 元素	17 中央省令等改正関係法施行法	(平成十二年七月二十二日法律第六十号)	-	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)	第五百四十五条
44 元素	18 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第二項第一号に規定する担保金の提供に關する命令	(平成八年七月十日總理府 通諭省令第三号)	-	(起首)	第一条

通しNo	名No.	法令名	法令番号	法文見出し	条番号
45	元素	19 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する担保金の徴収等に関する政令	(平成八年七月十日総理府令第三号)	(保証書)	第五条
46	元素	20 日本国政府が本法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令	(昭和六十二年三月二十日政令第五十三号)	(日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置)	第八条
47	元素	21 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する規則	(昭和五十九年三月二十一日総理府令第五号)	(第一次試験の一時免除)	第六条
48	元素	22 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年三月二十日国交省令第一号)	(第三次不正行為)	第一条
49	元素	23 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年五月十六日総理府令第一号)	(届出を要する◆放射性同位元素◆等)	第二条
50	元素	24 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年五月十六日総理府令第三十号)	(届出の手続)	第三条
51	元素	25 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年五月十六日総理府令第三十号)	(指示)	第四条
52	元素	26 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年五月十六日総理府令第三十号)	(運搬に関する検査)	第五条
53	元素	27 放射性同位元素等の運搬の規則	(昭和五十九年五月十六日総理府令第二十二号)	(应急の措置)	第六条
54	元素	28 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十三号)	(用語)	第一条
55	元素	29 放射性同位元素等に係る指定運搬方法選定機関に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号)	(用語)	第二条
56	元素	30 放射性同位元素等に係る指定運搬方法選定機関に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号)	(指定の区分)	第五条
57	元素	31 放射性同位元素等に係る指定運搬方法選定機関に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号)	(指定の基準)	第十五条
58	元素	32 放射性同位元素等に係る指定運搬方法選定機関に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号)	(報告)	第十七条
59	元素	33 放射性同位元素等に係る指定運搬方法選定機関に関する規則	(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号)	(報告)	第十八条
60	元素	34 指定運搬方法選定機関等に関する規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(用語)	第二条
61	元素	35 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(指定の区分)	第二十二条
62	元素	36 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(規則)	第二十三条
63	元素	37 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(規則)	第二十四条
64	元素	38 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(規則)	第二十五条
65	元素	39 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(規則)	第二十六条
66	元素	40 指定運搬方法選定機関等に係る規定	(昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号)	(規則)	第二十七条
67	元素	41 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号)	(定期)	第二十八条
68	元素	42 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号)	(運搬限度)	第二十九条
69	元素	43 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号)	(運送割引)	第三十条
70	元素	44 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号)	(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬)	第三十一条
71	元素	45 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(運送)	第三十二条
72	元素	46 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(車両に係る規則)	第三十三条
73	元素	47 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(ゴーバーバックに係る規則)	第三十四条
74	元素	48 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(荷役又は搬入搬出に係る規則)	第三十五条
75	元素	49 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(荷役又は搬入搬出に係る規則)	第三十六条
76	元素	50 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(車両に係る規則)	第三十七条
77	元素	51 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(車両に係る規則)	第三十八条
78	元素	52 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(車両に係る規則)	第三十九条
79	元素	53 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(放射性同位元素同位元素◆等の運搬)	第四十条
80	元素	54 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(放射性同位元素同位元素◆等の運搬)	第四十一条
81	元素	55 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(運物の安全の確保)	第四十二条
82	元素	56 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(運送の監視)	第四十三条
83	元素	57 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)	(監視の免除)	第四十四条
84	元素	58 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和四十八年六月二十三日運輸省令第二十二号)	(定期)	第四十五条
85	元素	59 放射性同位元素等の運搬規則	(昭和四十七年四月二十八日政令第百二号)	(標識の掲示)	第四十六条
86	元素	60 中継場の運搬に伴う科学技術庁関係法令の適用の経過	(昭和四十七年四月二十八日政令第百二号)	(◆放射性同位元素◆等による放射線障害の防止に関する法律に関する経過措置)	第四十七条
87	元素	61 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(定義等)	第二条
88	元素	62 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(標識の掲示)	第二十四条
89	元素	63 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(音響)	第三十七条
90	元素	64 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(エックス線操作業主任者免許)	第三十八条
91	元素	65 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(エックス線操作業主任者免許試験の試験科目の免除)	第五十二条
92	元素	66 電離離放射線障害防止規則	(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)	(ジンマ線西進軍道作業主任者免許)	第五十三条

通しNo.	No.	法令名	法令番号	条文見出し	条番号
93	元素	67 人専院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)	(昭和三十八年九月二十五日人専院規則一〇一五(定額))	第三条 第五条 第五条 第五条 第八条	第三条
94	元素	68 人専院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)	(昭和三十八年九月二十五日人専院規則一〇一五(職員の総量の測定))	第五条 第五条 第五条 第五条 第八条	第五条
95	元素	69 人専院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)	(昭和三十八年九月二十五日人専院規則一〇一五(職員の総量の測定))	第五条 第五条 第五条 第五条 第八条	第五条
96	元素	70 放射性医薬品の製造及び販賣規則	(昭和三十六年二月一日厚生省令第第四号)	第六十二条 第六十二条 第六十二条	第六十二条
97	元素	71 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(◆放射性同位元素◆) 第一条の二	第一条の二
98	元素	72 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(◆放射性同位元素◆) 第一条の二	第一条の二
99	元素	73 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(使用の届出) 第四条	第四条
100	元素	74 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出) 第八条	第八条
101	元素	75 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(技術上の基準) 第十二条	第十二条
102	元素	76 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(施設検査を要する貯蔵施設の貯蔵能力) 第十三条	第十三条
103	元素	77 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(定期検査を要する貯蔵施設の貯蔵能力) 第十四条	第十四条
104	元素	78 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(密封されていない◆放射性同位元素◆に係る貯蔵能力の算定) 第十五条	第十五条
105	元素	79 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(定期検査の期間) 第十六条	第十六条
106	元素	80 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(運搬に因する確認を要する場合) 第十七条	第十七条
107	元素	81 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(営業に因する確認を要する場合) 第十七条の三	第十七条の三
108	元素	82 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(測定等を要しない表示付◆放射性同位元素◆装置機器) 第十七条の四	第十七条の四
109	元素	83 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(第二種放射線取扱主任者免状の区分) 第十七条の五	第十七条の五
110	元素	84 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)	(手数料) 第十九条	第十九条
111	元素	85 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(用語の定義) 第一条	第一条
112	元素	86 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(使用的許可の申請) 第二条	第二条
113	元素	87 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(販売及び賃貸の業の許可の申請) 第三条	第三条
114	元素	88 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(販業の業の許可の申請) 第四条	第四条
115	元素	89 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(販更の許可を要しない軽微な変更) 第五条の二	第五条の二
116	元素	90 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(販売及び賃貸の業に係る変更の許可の申請) 第六条	第六条
117	元素	91 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(廃棄の業に係る変更の許可の申請) 第七条	第七条
118	元素	92 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(使用の届出) 第九条	第九条
119	元素	93 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(放射線監督に係る設計の承認の申請) 第十一条の二	第十一条の二
120	元素	94 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(表示) 第十四条の四	第十四条の四
121	元素	95 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(使用施設の基準) 第十四条の六	第十四条の六
122	元素	96 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(結音施設の基準) 第十四条の七	第十四条の七
123	元素	97 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(廃棄物結音施設の基準) 第十四条の八	第十四条の八
124	元素	98 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日總理府令第五十六号)	(貯蔵施設の基準) 第十四条の九	第十四条の九

通しNo	各No	法令名	法令番号	条文見出し	条番号
125 元素	99	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(廃棄物貯蔵施設の基準)	第十四条の十
126 元素	100	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(廃棄施設の基準)	第十四条の十一
127 元素	101	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(機器設置施設の基準)	第十四条の十二
128 元素	102	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(施設検査を要しない軽微な変更)	第十四条の十三
129 元素	103	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(使用の基準)	第十五条
130 元素	104	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(結果の基準)	第十六条
131 元素	105	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(保管の基準)	第十七条
132 元素	106	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(事業所等における運搬の基準)	第十八条
133 元素	107	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(放射性輸送物としての◆放射性同位元素◆等の運搬)	第十九条
134 元素	108	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(大型輸送物に係る技術上の基準)	第二十条
135 元素	109	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(大型輸送物に係る技術上の基準)	第二十一条
136 元素	110	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(B1型輸送物に係る技術上の基準)	第二十二条
137 元素	111	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(B1型輸送物に係る技術上の基準)	第二十三条
138 元素	112	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(IP-2型輸送物に係る技術上の基準)	第二十四条
139 元素	113	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(IP-3型輸送物に係る技術上の基準)	第二十五条
140 元素	114	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(放射性輸送物としないで運搬できる低比◆放射性同位元素◆及び表面汚染物の運搬)	第二十六条
141 元素	115	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(簡易運搬に係る技術上の基準)	第二十七条
142 元素	116	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(運搬に関する確認を要する◆放射性同位元素◆等)	第二十八条
143 元素	117	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(運搬に関する確認の申請)	第二十九条
144 元素	118	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(容器承認の申請)	第三十条
145 元素	119	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(廃棄の基準)	第三十一条
146 元素	120	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(測定)	第三十二条
147 元素	121	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(放射線障害予防規定)	第三十三条
148 元素	122	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(教育訓練)	第三十四条
149 元素	123	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(健康診断)	第三十五条
150 元素	124	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(記帳)	第三十六条
151 元素	125	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(許可の取消し、使用の禁止等に伴う措置)	第三十七条
152 元素	126	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(輸送の制限)	第三十八条
153 元素	127	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(所持の制限)	第三十九条
154 元素	128	法律施行規則	(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(危険時の措置)	第四十条

通しNo	各No	法令名	法令番号	条文見出し	条番号
155 元素	129	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(放射線取扱主任者の選任)	第三十条	第三十条
156 元素	130	放電施行規則による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(試験課目等)	第三十三条	第三十三条
157 元素	131	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(練習の課目)	第三十五条の五	第三十五条の五
158 元素	132	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(受講手続)	第三十五条の六	第三十五条の六
159 元素	133	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(免状の交付)	第三十六条の二	第三十六条の二
160 元素	134	法律施行規則による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(報告の徴収)	第三十九条	第三十九条
161 元素	135	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号)	(收去証)	第四十条	第四十条
162 元素	136	法律施行規則、衛生検査技術等に関する法律(昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号)	(登録の変更等)	第二十条の四	第二十条の四
163 元素	137	医療検査法師、衛生検査技術者等に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(登録科目)	第五条	第五条
164 元素	138	医療検査法師、衛生検査技術者等に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(衛生検査所の登録基準)	第三十二条	第三十二条
165 元素	139	医療検査法師、衛生検査技術者等に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(衛生検査所の四項の直済元素◆の届出)	第三十五条の四	第三十五条の四
166 元素	140	医療検査法師、衛生検査技術者等に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(検体検査◆の届出)	第十二条	第十二条
167 元素	141	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(目的)	第十七条	第十七条
168 元素	142	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の許可)	第二条	第二条
169 元素	143	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の届出)	第三条	第三条
170 元素	144	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用及び販賣の業の許可)	第三十七条の二	第三十七条の二
171 元素	145	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の許可)	第四条	第四条
172 元素	146	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の届出)	第六条	第六条
173 元素	147	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示等)	第七条	第七条
174 元素	148	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示の基準)	第七条の二	第七条の二
175 元素	149	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示の基準)	第九条	第九条
176 元素	150	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示の変更)	第十一条	第十一条
177 元素	151	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(放射線障害防止に係る設計の承認)	第十二条の二	第十二条の二
178 元素	152	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(放射線障害防止の承認等)	第十二条の四	第十二条の四
179 元素	153	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示等)	第十二条の五	第十二条の五
180 元素	154	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示の基準)	第十九条	第十九条
181 元素	155	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の表示の基準)	第五十五条	第五十五条
182 元素	156	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の基準)	第十六条	第十六条
183 元素	157	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の基準)	第十七条	第十七条
184 元素	158	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第十八条	第十八条
185 元素	159	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の基準)	第十九条	第十九条
186 元素	160	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第十九条	第十九条
187 元素	161	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第二十条	第二十条
188 元素	162	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第二十一条	第二十一条
189 元素	163	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第二十二条	第二十二条
190 元素	164	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第二十五条	第二十五条
191 元素	165	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具に附する説明等)	第二十六条	第二十六条
192 元素	166	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(配当の取消し等)	第二十七条	第二十七条
193 元素	167	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の取消し等の届出)	第二十八条	第二十八条
194 元素	168	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(使用の取消し等の届出)	第二十九条	第二十九条
195 元素	169	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(機械器具の指揮者)	第三十条	第三十条
196 元素	170	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(放射線取扱主任者の代理者)	第三十一条	第三十一条
197 元素	171	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(海港港務署の制限)	第三十二条	第三十二条
198 元素	172	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(船舶の取扱いの制限)	第三十三条	第三十三条
199 元素	173	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(事故届)	第三十四条	第三十四条
200 元素	174	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(放射線障害の指揮者)	第三十五条	第三十五条
201 元素	175	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(放射線取扱主任者の代理者)	第三十六条	第三十六条
202 元素	176	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(立入検査)	第三十七条	第三十七条
203 元素	177	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(指定機器運送機関の指定等)	第三十八条	第三十八条
204 元素	178	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(立入検査)	第三十九条	第三十九条
205 元素	179	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(立入検査)	第四十条	第四十条
206 元素	180	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(立入検査)	第四十一条	第四十一条
207 元素	181	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年七月二十一日法律第六十二号)	(立入検査)	第四十二条	第四十二条



通しNo	名No	法令名	法令番号	条文見出し
267 放射	29 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(原子力災害事態宣誓等)	
268 放射	30 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(原子力災害事態宣誓及びその実施責任)	
269 放射	31 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(原子力災害基本法の規定の適用等)	
270 放射	32 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(災害対策基準の規定に関する研究の推進等)	
271 放射	33 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(原子力災害の性質等に関する研究の推進等)	
272 放射	34 原子力災害対策特別措置法	(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)	(◆放射◆性同位元素等による◆放射◆線障害の防止に関する法律の一部改正)	
273 放射	35 中央省庁等改革関係法施行法	(平成十一年十二月二十一日法律第百六十号)	(◆放射◆線障害防止の技術的進歩に関する法律の一部改正)	
274 放射	36 中央省庁等改革関係法施行法	(平成十一年十二月二十一日法律第百六十号)	(◆放射◆大施設の共用の促進に関する法律の一部改正)	
275 放射	37 中央省庁等改革関係法施行法	(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)	(特定◆放射◆線技術法の一部改正)	
276 放射	38 中央省庁等改革関係法施行法	(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)	(診療◆放射◆線技術法の一部改正)	
277 放射	39 独立行政法人放射線医学総合研究所法	(平成十一年十二月二十二日法律第百七十六号)	第一条(目的)	
278 放射	40 独立行政法人放射線医学総合研究所法	(平成十一年十二月二十二日法律第百七十六号)	第二条(名義)	
279 放射	41 独立行政法人放射線医学総合研究所法	(平成十一年十二月二十二日法律第百七十六号)	第三条(研究の目的)	
280 放射	42 独立行政法人放射線医学総合研究所法	(平成十一年十二月二十二日法律第百七十六号)	第四条(研究の範囲)	
281 放射	43 独立行政法人放射線医学総合研究所法	(平成十一年十二月二十二日法律第百七十六号)	第五条(研究の範囲)	
282 放射	44 独立行政法人畜産基本法	(平成十一年六月二日法律第百九十三号)	第六条(研究者の報酬)	
283 放射	45 中央省庁等改革関係法	(平成十一年五月二十八日法律第六十一号)	第七条(適用除外等)	
284 放射	46 南極地域の環境保護法	(平成九年五月二十八日法律第八十一号)	第八条(目的)	
285 放射	47 南極影響評価法	(平成九年六月十三日法律第八十一号)	第九条(定義)	
286 放射	48 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十条(政府の業務)	
287 放射	49 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十一条(基本方針)	
288 放射	50 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十二条(日本原子力研究所の業務)	
289 放射	51 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十三条(日本原子力研究所の特例)	
290 放射	52 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十四条(日本原子力研究所の業務)	
291 放射	53 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十五条(理化学研究所の業務)	
292 放射	54 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十六条(独立行政法人理化研究所法の特例)	
293 放射	55 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十七条(指定期)	
294 放射	56 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十八条(業務)	
295 放射	57 特定放射光施設の共同の保有の促進に関する法律	(平成六年六月二十九日法律第七十八号)	第十九条(被験者)	
296 放射	58 原子炉爆弾投下者に対する援助に関する法律	(平成六年十二月十六日法律第百七十七号)	第二十条(医療の給付)	
297 放射	59 原子炉爆弾投下者に対する援助に関する法律	(平成六年十二月十六日法律第百七十七号)	第二十一条(原子爆弾小艇手当の支給)	
298 放射	60 原子炉爆弾投下者に対する援助に関する法律	(平成六年十二月十六日法律第百七十七号)	第二十二条(医療管理手当の支給)	
299 放射	61 原子炉爆弾投下者に対する援助に関する法律	(平成六年十二月十六日法律第百七十七号)	第二十三条(調査及び研究)	
300 放射	62 原子炉爆弾投下者に対する援助に関する法律	(平成五年十二月十九日法律第九十一号)	第二十四条(◆放射◆線技術法の特例)	
301 放射	63 核燃拠点法	(平成五年十二月十九日法律第九十一号)	◆放射◆性物質による大気の汚染等の防止上)	
302 放射	64 社量法	(平成四年五月二十日法律第五十一号)	第二十五条(定義等)	
303 放射	65 特定有価証券等の輸出入等の規制に関する法律	(平成四年十一月十六日法律第八十九号)	第二十六条(定義等)	
304 放射	66 資源の有効的な利用の促進に関する法律	(昭和三四年四月二十六日法律第四十九号)	第二十七条(定義等)	
305 放射	67 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修業に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に	(昭和六十二年五月二十六日法律第二十九号)	第二十八条(定義等)	
306 放射	68 工エネルギーの使用の合理化に係る法律	(昭和五十四年六月二十六日法律第四十九号)	第二十九条(審査の判断の基準となるべき事項)	
307 放射	69 地学物質の蓄積及び製造等の規制に関する法律	(昭和四十八年八月十八日法律第五百七十号)	第三十条(定義等)	
308 放射	70 生物安全衛生法	(昭和四十六年五月二十七日法律第六十号)	第三十一条(適用除外)	
309 放射	71 海洋水産資源開発促進法	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十二条(適用除外等)	
310 放射	72 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十三条(適用除外等)	
311 放射	73 機械物の処理及び資源に係る法律	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十四条(適用除外等)	
312 放射	74 水質汚濁防止法	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十五条(適用除外等)	
313 放射	75 地盤用地の土壤の汚染防止等に関する法律	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十六条(適用除外等)	
314 放射	76 大気汚染防止法	(昭和四十五年五月二十七日法律第六十号)	第三十七条(適用除外等)	
315 放射	77 後燃炉サイクル型発電機構法	(昭和四十二年七月二十二日法律第百三十三号)	第三十八条(設立の目的)	
316 放射	78 燃料サイクル型発電機構法	(昭和四十二年七月二十二日法律第百三十三号)	第三十九条(定義)	
317 放射	79 燃料サイクル型発電機構法	(昭和三十六年六月二十七日法律第七十七号)	第四十条(定義)	
318 放射	80 原子力損害賠償制度等に関する法律	(昭和三十三年四月二十三日法律第七十七号)	第四十一条(書類の変更等)	
319 放射	81 放射線障害防護の技術的基準に関する法律	(昭和三十三年五月二十一日法律第六十二号)	第四十二条(目的)	
320 放射	82 放射線障害防護の技術的基準に関する法律	(昭和三十三年五月二十一日法律第六十二号)	第四十三条(定義)	
321 放射	83 放射線障害防護の技術的基準に関する法律	(昭和三十三年五月二十一日法律第六十二号)	第四十四条(定義)	



条番号	本文見出し	法令番号	法令名	各No	箇番No
第四十九条	(労働安全衛生法との関係等)	昭和三十二年六月十日法律第二百六十七号	144 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	382 放射	
第五十条	(手数料の納付)	昭和三十二年六月十日法律第二百六十七号	145 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	383 放射	
第五十一条		昭和三十二年六月十日法律第二百六十七号	146 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	384 放射	
第五十二条		昭和三十二年六月十日法律第二百六十七号	147 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	385 放射	
第五十三条		昭和三十二年六月十日法律第二百六十七号	148 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	386 放射	
第五十四条		昭和三十二年五月三十日法律第二百六十七号	149 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	387 放射	
第五十五条		昭和三十二年五月四日法律第二百六十七号	150 日本原子力研究所所長	388 放射	
第五十六条	(業者の範囲)	昭和三十二年五月四日法律第二百六十七号	151 原子力基本法	389 放射	
第五十七条	(定義)	昭和三十二年九月十九日法律第二百八十六号	152 原子力基本法	390 放射	
第五十八条	(定義)	昭和三十二年九月十九日法律第二百八十六号	153 劳働基準委員会及び原子力安全委員会設置法	391 放射	
第五十九条	(所掌事務)	昭和三十二年九月十九日法律第二百八十五号	154 自衛隊法	392 放射	
第六十条	(医療法の適用除外等)	昭和三十二年六月一一日法律第二百二十六号	155 診療放射線技術師法	393 放射	
第六十一条	(この法律の目的)	昭和三十二年六月一一日法律第二百二十六号	156 痢瘍放射線技術師法	394 放射	
第六十二条	(定義)	昭和三十二年六月一一日法律第二百二十六号	157 痢瘍放射線技術師法	395 放射	
第六十三条	(免許)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	158 痢瘍放射線技術師法	396 放射	
第六十四条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	159 痢瘍放射線技術師法	397 放射	
第六十五条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	160 痢瘍放射線技術師法	398 放射	
第六十六条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	161 痢瘍放射線技術師法	399 放射	
第六十七条	(免許)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	162 痢瘍放射線技術師法	400 放射	
第六十八条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	163 痢瘍放射線技術師法	401 放射	
第六十九条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	164 痢瘍放射線技術師法	402 放射	
第七十条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	165 痢瘍放射線技術師法	403 放射	
第七十一条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	166 痢瘍放射線技術師法	404 放射	
第七十二条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	167 痢瘍放射線技術師法	405 放射	
第七十三条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	168 痢瘍放射線技術師法	406 放射	
第七十四条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	169 痢瘍放射線技術師法	407 放射	
第七十五条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	170 痢瘍放射線技術師法	408 放射	
第七十六条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	171 痢瘍放射線技術師法	409 放射	
第七十七条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	172 痢瘍放射線技術師法	410 放射	
第七十八条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	173 痢瘍放射線技術師法	411 放射	
第七十九条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	174 痢瘍放射線技術師法	412 放射	
第八十条	(登録)	昭和三十二年六月十一日法律第二百二十六号	175 地方税法	413 放射	
第八十一条	(登録)	昭和三十二年七月三十一日法律第二百二十六号	176 亂暴等による土地利用の調整手続等に関する法律	414 放射	
第八十二条	(登録)	昭和三十二年七月三十一日法律第二百二十六号	177 定額賃金標準法	415 放射	
第八十三条	(登録)	昭和三十二年七月三十一日法律第二百二十六号	178 定額賃金標準法	416 放射	

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金 (医薬安全総合研究事業)

分担中間研究報告書

「PET 製剤の放射性医薬品としての安全管理に関する研究

-水、アンモニア、F-18 イオンに関する研究-」

分担研究者 高橋 延和 横浜市立大学大学院研究科 講師

F-18 イオンは、FDA (=Food and Drug Administration アメリカ合衆国食品医薬品局) にて使用を認可されており、国内においては PET 化学ワークショップによる「PET 用放射性薬剤の製造および品質管理－合成と臨床使用への手引き－」に合成法、検定法が収載されている短半減期製剤である。電話アンケートを実施した結果、これまでに国内で行われた  $^{18}\text{F}$  -NaF 検査数は 2 施設で延べ約 50 人であった。

今回 PET 製剤である F-18 イオンの放射性医薬品としての安全管理に関する研究として横浜市立大学で独自の  $^{18}\text{F}$  -NaF 合成装置を試作し、前述の手引き書に準拠した合成法により放射性医薬品を合成し、試薬合成から検定までの間にこれに携わった薬剤師・医師の被曝線量を測定した。

1 短半減期製剤合成ならびに、薬剤師・医師の被曝線量測定方法について

て

使用装置として、横浜市立大学で独自の試作機器である、根本杏林堂製<sup>18</sup>F-NaF合成装置を用いた。この装置は駆動用シリンジと、電磁弁および流路、回収ハイアル、廃液ハイアルからなり、シールトは装備していない。被曝線量を測定する薬剤師・医師はそれぞれ短半減期製剤合成から検定までに従事した。具体的には、<sup>18</sup>F-NaF合成装置のセッティング・サイクロトロン運転・稼動し・自動分注装置による分注作業をそれぞれ行った。自動分注装置による分注作業の詳細は、製剤0.2mlをシリンジに分注しエントキシン測定を行い、別に製剤0.3mlを検定用スピツツに分注しγ線スペクトル測定、半減期測定(シオHPLC計測)、PH測定、発熱性物質検査を行った。さらに2日後以降に分注した製剤とは別のハイアルの製剤2mlを用いて無菌試験を施行した。

## 2 結果

2004年2月16日・17日・18日の3日間で、それぞれ<sup>18</sup>F-NaF合成から検定まで1回行った。医師1名・薬剤師1名かそれぞれの合成から検定まで携わり、薬剤師・医師の被曝線量を測定した。測定装置はDOSE<sup>3</sup>(SIEMENS ENVIRONMENTAL SYSTEMS LTD U K)を用いた。

合成装置のSET UPに要する時間は、カラムのconditioning時間を含めて約15分間であった。サイクロトロンは、26μAで約10分間の運転を行った。(4.0μAhの出力)

合成時間は約20分間であり、収量は平均て8.0GBqであった。

## 測定結果

	医師 1 計測値	薬剤師 1 計測値
2004 年 2 月 16 日	$2 \mu\text{SV}$	$2 \mu\text{SV}$
2004 年 2 月 17 日	$2 \mu\text{SV}$	$2 \mu\text{SV}$
2004 年 2 月 18 日	$2 \mu\text{SV}$	$2 \mu\text{SV}$

## 考察

$^{18}\text{F-NaF}$  合成における薬剤師・医師の被曝はいずれも平均  $2 \mu\text{SV}$  であった。日本核医学技術学会主催 第 11 回核医学技術セミナー資料を参考にすると、FDG 合成の場合、ホットラボ室における検定および 1 回分注の被曝線量はそれぞれ  $3\text{--}5 \mu\text{SV}$ 、 $1\text{--}2 \mu\text{SV}$  であることから、 $^{18}\text{F-NaF}$  合成における被曝線量は大きくないことがわかった。

今回  $^{18}\text{F-NaF}$  合成試作機にはシールトの装備かなく、また装置の位置や検定手順などに不慣れであることなどから、これらの点が改善されれば、今後より一層医療従事者の被曝線量の軽減がはかれるものと考えられた。

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金 (医薬安全総合研究事業)

分担中間研究報告書

「PET 施設からのテリハリー作業に関連する作業従事者の放射線被曝の検討  
F<sup>-</sup>テリハリーのための基礎実験」

研究協力者 雪石 一也 横浜市立大学大学院研究科 助手

F<sup>-</sup>を院内にて生成した後、管理区域外へ輸送するにあたりこれに携わる放射線作業従事者の被曝の安全性の評価、検討を行う。

下記の 2 施設にて作業従事者に測定の目的とそれに伴う予測されるリスクにつきインフォームトコンセントを得た後、模擬実験を行った。

### 測定 1

#### 目的

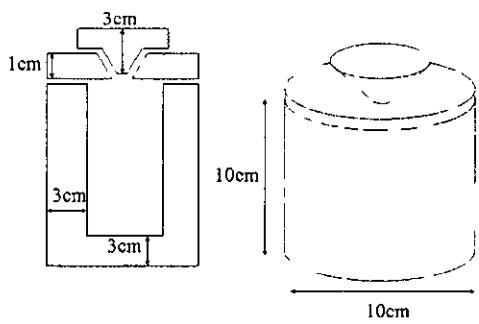
コンテナから出る放射線量及び作業従事者の被曝量を測定することにより F<sup>-</sup>を輸送する際の被曝に関する安全性を評価する。

#### 方法

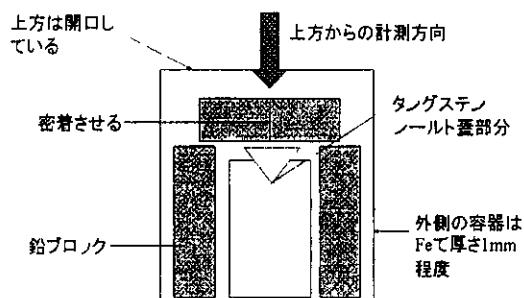
西台クリニック画像診断センター、横浜市立大学医学部附属病院にて各々同放射線量の F<sup>-</sup>を合成し、その直後及び約 2 時間後の放射線量を測定する。合成

した  $F^-$  を数種類の遮蔽状況のもと測定を行う。遮蔽物は西台クリニノク画像診断センターではタンクステンシールトのみの遮蔽の場合とタンクステンシールト周囲を鉛プロックにて遮蔽した場合とした。また、横浜市立大学医学部附属病院では鉛容器のみの遮蔽の場合と鉛容器周囲を鉛プロックにて遮蔽した場合とした。放射線量の測定はコンテナ表面及び 100cm の距離とした。測定機器は電離箱 (ICS-311, Aloka)、シンチレーションサーハイメータ (TCS-171, Aloka) を用いた。

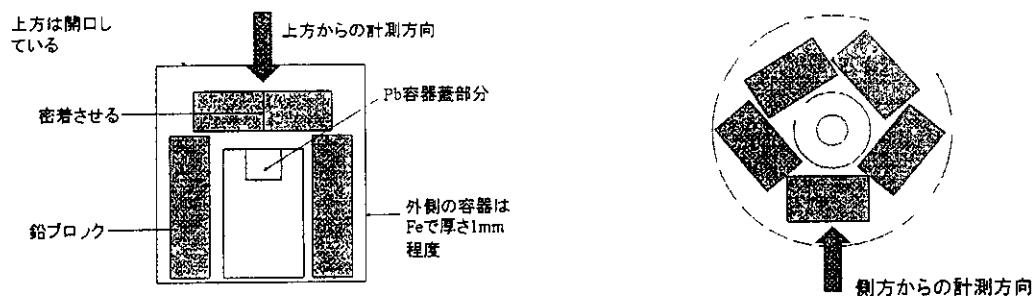
#### タンクステンシールド模式図及び鉛プロック配置図



西台で使用のタンクステンノールドです。本体厚は30mmです。また上蓋の中央に針を刺すための斜めの溝が刻まれた円錐形の帽子状の蓋が乗っています。



## 鉛容器模式図と鉛フロック配置図



鉛容器の厚さは 42mm 相当である。上方、側方ともに厚さは同じである。20ml バイアルに生成物を収容するか、生成物自体の体積は 10ml なので鉛容器内のやや下方に位置することになる。

使用した鉛フロックは 2 施設とも共通である。フロックの厚さは 50mm 相当である。金属缶（コンテナ）の内部に上記の図のように配置した。